

議案第 2 3 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

整理 番号	路線名 (番号)	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	1 3 2 0	羽生市 大字上新郷字五十ヶ谷 6 6 2 1 番 7 地先	
		羽生市 大字上新郷字別所 7 1 5 1 番 2 地先	
2	2 4 8 3	羽生市 大字本川俣字下宿 6 2 9 番 8 地先	
		羽生市 大字本川俣字下宿 6 6 8 番 1 地先	
3	2 4 8 4	羽生市 大字上村君字堤根 2 5 1 番 1 地先	
		羽生市 大字上村君字堤根 2 5 4 番 2 地先	
4	2 4 8 5	羽生市 大字上村君字堤根 2 3 9 番 1 地先	
		羽生市 大字上村君字堤根 2 5 7 番 1 地先	
5	2 4 8 6	羽生市 大字発戸字猿淵 2 0 9 9 番 1 地先	
		羽生市 大字発戸字猿淵 2 0 6 8 番 1 地先	
6	2 4 8 7	羽生市 大字上村君字堤根 2 5 1 番 4 地先	
		羽生市 大字発戸字猿淵 1 9 7 4 番 4 地先	
7	2 4 8 8	羽生市 大字上川俣字柳根 8 7 6 番 3 地先	
		羽生市 大字上川俣字柳根 8 7 4 番 1 地先	
8	3 3 2 8	羽生市 大字下村君字米の宮 2 8 2 6 番 1 地先	
		羽生市 大字上村君字堤根 2 9 4 番 5 地先	
9	3 3 2 9	羽生市 大字下村君字米の宮 2 8 2 4 番 1 地先	
		羽生市 大字下村君字米の宮 2 8 9 6 番 5 地先	

1 0	3 3 3 0	羽生市 大字下村君字米の宮 2 6 2 5 番 5	地先
		羽生市 大字上村君字堤根 2 9 7 番 3	地先
1 1	3 3 3 1	羽生市 大字下村君字米の宮 2 5 7 1 番	地先
		羽生市 大字下村君字米の宮 2 6 2 5 番 4	地先
1 2	3 3 3 2	羽生市 大字下村君字東畑 2 3 3 3 番 3	地先
		羽生市 大字下村君字米の宮 2 5 2 3 番 4	地先
1 3	3 3 3 3	羽生市 大字堤字内田 1 2 9 番 2	地先
		羽生市 大字下村君字東畑 2 2 9 4 番 3	地先
1 4	3 3 3 4	羽生市 大字堤字内田 1 3 4 番	地先
		羽生市 大字堤字富士前 1 0 7 番	地先
1 5	3 3 3 5	羽生市 大字堤字内田 1 6 5 番 1	地先
		羽生市 大字堤字内田 1 6 4 番	地先
1 6	3 3 3 6	羽生市 大字堤字内田 5 2 5 番 2	地先
		羽生市 大字下村君字米の宮 2 6 2 4 番 5	地先
1 7	3 3 3 7	羽生市 大字名字屋敷裏 6 2 9 番 3	地先
		羽生市 大字堤字内田 1 5 4 番 2	地先
1 8	3 3 3 8	羽生市 大字名字下川原 8 7 8 番 3	地先
		羽生市 大字名字下川原 9 0 2 番 2	地先
1 9	3 3 3 9	羽生市 大字常木字茂手木 1 1 9 2 番 1	地先
		羽生市 大字常木字茂手木 1 1 8 1 番 1	地先
2 0	3 3 4 0	羽生市 大字常木字茂手木 1 1 9 3 番 1	地先
		羽生市 大字名字下川原 8 7 9 番 7	地先
2 1	3 3 4 1	羽生市 大字常木字下 1 1 0 3 番 1	地先
		羽生市 大字常木字下 1 0 9 3 番 4	地先

2 2	3 3 4 2	羽生市 大字常木字下 1 1 0 5 番 2	地先
		羽生市 大字常木字下 1 0 8 5 番 5	地先
2 3	5 3 6 2	羽生市 中央一丁目 1 6 4 4 番 4	地先
		羽生市 中央一丁目 2 5 6 5 番 4	地先
2 4	6 2 4 4	羽生市 大字藤井上組字北藤井 4 1 9 番 1 0	地先
		羽生市 大字藤井上組字北藤井 4 4 0 番 1 5	地先
2 5	6 2 4 5	羽生市 大字藤井上組字北藤井 4 1 9 番 1 1	地先
		羽生市 大字藤井上組字北藤井 4 4 0 番 1 3	地先
2 6	8 4 8 3	羽生市 大字須影字下戸の内 1 6 番 1	地先
		羽生市 大字須影字下戸の内 1 2 番	地先
2 7	8 4 8 4	羽生市 大字神戸字前 8 8 0 番 2	地先
		羽生市 大字神戸字前 8 5 3 番 6	地先

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明